

特定非営利活動法人 熊取こどもとおとなのネットワーク

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人熊取こどもとおとなのネットワークと称し、略称を「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府泉南郡熊取町に置く。

2 この法人は、従たる事務所を大阪府泉南郡熊取町朝代東4丁目16番10号(南学童保育所)、大阪府泉南郡熊取町大久保南1丁目1589番地(西学童保育所)、大阪府泉南郡熊取町希望が丘4丁目14番1号(北学童保育所)、大阪府泉南郡熊取町久保5丁目3番2号(東学童保育所)、大阪府泉南郡熊取町野田2丁目26番2号(中央学童保育所)、大阪府泉南郡熊取町五門東2丁目3番5号(ファミリー・サポート・センター くまとり)、大阪府泉南郡熊取町希望が丘4丁目14番2号(北学童保育所)、大阪府泉南郡熊取町野田2丁目2番1号(中央学童保育所)に置く。

(目的)

第3条 この法人は、大人の共同した力で子育て支援事業を行うことにより、未来を担う子どもたちの成長と大人たちの成長を図ることを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表13号(子どもの健全育成を図る活動)を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①学童保育所の運営
- ②地域の子育てに関わる団体等との交流と支援
- ③地域の子どもと大人との交流
- ④地域の子育て相談と支援
- ⑤その他、本法人の目的を達するために必要な事業

(2) その他の事業

- ①物品等の販売

2 その他の事業から生じた利益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員(個人) この法人の事業を賛助するために入会した個人
- (3) 賛助会員(団体) この法人の事業を賛助するために入会した団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員(個人) 賛助会員(団体)として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事長は正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める運営規則に基づき、会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、出席正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出品品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の抛出品品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役 員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事6～15名以内

- (2) 監事 2～3名以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長、1人を専務理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長、専務理事は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ議決した順序によりその職務を代行する。
- 3 専務理事は理事会の議決に基づき、本法人の業務を処理する。
- 4 専務理事は理事会の議決に基づき、本法人の事務局を統括する。
- 5 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は熊取町長に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会をあたえなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費、利用料の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第6項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の委任状を含む過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について通知した場合において、通知した事項につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、通知した事項を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

4 前項の規定により総会の目的である事項のすべてについて通知した事項を可決する旨の総会決議があったものとみなされた場合には、その時に総会が終結したものとみなす。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（書面表決及び表決委任者については、その旨を明記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する

(1) 総会に付議するべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織及び運営に関する事項

(4) その他、運営に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名したものが行う。

(議決等)

第33条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席理事数及び出席した理事の氏名

- (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2名が、署名押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(資産の管理)

第37条 資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計区分)

第39条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 業務量の増減により本会の業務のため直接に必要な経費の過不足が生じた時は、理事会はその業務量の増減により増減する収入に相当する金額を業務のために直接必要な経費として支出を増減できる。但し、支出を増減した場合は、理事会は次に行われる総会にこの条項を適用した旨の報告し承認を求める。

(予備費の設定及び使用)

第41条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第39条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第43条 理事長は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第44条 この法人が資金を借入れしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他職員を置く。

3 事務局の職員は、理事会の議決を経て理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第47条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款の変更は、総会においてその出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 大阪府知事による認証の取り消し

2 総会の決議により解散する場合は、総会においてその出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 本法人が解散の際に有する残余財産は、総会においての議決を経て選定された特定非営利活動法人、または社会福祉法人に寄付するものとする。但し、寄付すべき法人がない場合は熊取町に帰属させるものとする。

第9章 雑 則

(公告)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、主たる事務所の掲示場に掲示して行うと同時に、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 正会員 入会金 5,000円 会費 500円/月
- (2) 賛助会員 入会金 0円 会費 1,000円/年
- (3) 利用会員 入会金 1,000円 会費 0円

3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成12年6月30日までとする。

- (1) 理事長 氏名 新田 幸夫
- (2) 副理事長 氏名 近藤 和雄 氏名 山中 松雄 氏名 梅田 康雄
- (3) 専務理事 氏名 愛場 秀明
- (4) 理事 氏名 高瀬 哲哉 氏名 高藤 浩文
- (5) 監事 氏名 岡本 敦子 氏名 中森 敏美

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。

附則 この変更は大阪府より認証（平成12年3月31日）を受けた日より施行する。

附則 本定款は平成16(2004)年6月13日に変更し、大阪府より認証を受けた日より施行する。

附則 本定款は平成17(2005)年6月12日より変更し、施行する。

附則 本定款は平成20(2008)年6月 8日に変更し、大阪府より認証を受けた日より施行する。

附則 本定款は平成24(2012)年6月10日に変更し、熊取町より認証を受けた日より施行する。

附則 本定款は平成25(2013)年6月 9日に変更し、熊取町より認証を受けた日より施行する。

附則 本定款は平成26(2014)年6月 8日に変更し、施行する。

附則 本定款は平成27(2015)年6月21日に変更し、施行する。

附則 本定款は平成29(2017)年6月18日に変更し、平成29(2017)年4月1日より施行する。

附則 本定款は2019年6月14日に変更し、施行する

附則 本定款は2021年6月18日に変更し、熊取町より認証を受けた日より施行する。